西日本豪雨災害発生に伴う一時金の請求期限の延長について

～ 適用市町村在住の方の一時金の請求期限が平成30年11月30日に延長されます ～

このたび発生した西日本（平成 30 年 7 月）豪雨により被害を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

農林年金が年金に代えてお支払する一時金の請求期限につきましては、年金受給権発生日（厚生年金にご加入されている方については厚生年金の被保険者資格を喪失した日の翌日）から 1 年間とされていますが、西日本（平成 30 年 7 月）豪雨に際し災害救助法が適用された市町村（11 府県 67 市 39 町 4 村　平成 30 年 8 月 31 日現在）に住所を有する方で、平成 30 年 6 月 28 日から同年 11 月 29 日までの間に一時金の請求期限が到来する方については、同月 30 日までその期限が延長されることになりました。

※ご不明な点等がございましたら、農林年金までご連絡をお願いいたします。

延長の対象者	適用市町村に住所を有する年金受給者で平成 30 年 6 月 28 日から平成 30 年 11 月 29 日までの間に一時金の請求期限が到来する者
延長後の一時金の請求期限	平成 30 年 11 月 30 日

【例】広島県呉市に在住する昭和 30 年 9 月 2 日生まれの方の場合

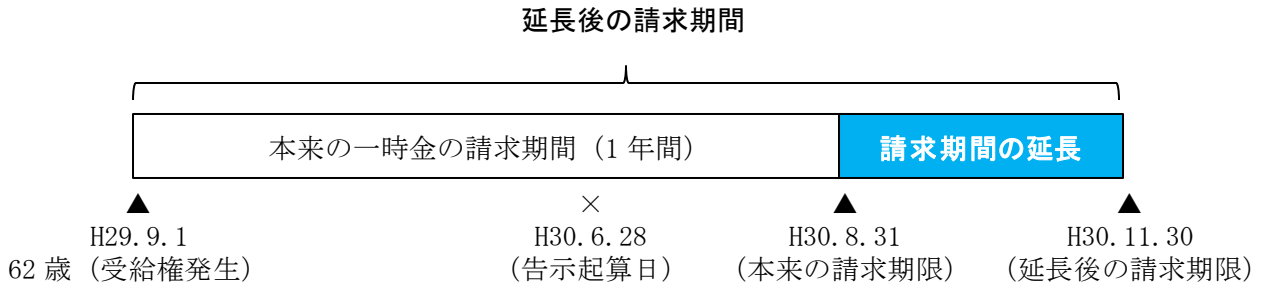

≪この件に関するお問い合わせ先≫
はじめてご請求される方　年金決定課　TEL：03-3219-3125
すでに年金決定済みの方　年金支給課　TEL：03-3219-3127

農林漁業団体職員共済組合（農林年金）
〒101-8511 東京都千代田区内神田1-1-12　コープビル10階